

# へき地医療拠点病院の新規指定について

(八代北部地域医療センター、人吉医療センター、天草中央総合病院)

## へき地医療拠点病院の指定手続きについて

- 『熊本県へき地医療拠点病院指定事務処理要領』において、県は、へき地医療拠点病院（以下「拠点病院」という。）の指定にあたっては、地域保健医療推進協議会での承認後、地域医療対策協議会の意見を聴くこととされている。
- 令和5年度(2023年度)は3病院から新規指定申請があり、各地域保健医療推進協議会においては、各病院のへき地医療拠点病院の新規指定について、反対意見等なく承認された。
- そこで、本日の地域医療対策協議会では、病院の指定（指定日はR6.4.1）の可否等について御意見をいただくもの。

### <参考>『熊本県へき地医療拠点病院指定事務処理要領』 ※一部抜粋

(指定の手続き)

第3条 指定に係る手続きについては、次のとおりとする。

- (1) 開設者は、指定申請書を、指定を受けようとする病院の所在地を所管区域とする保健所（以下「保健所」という。）に提出する。
- (2) 指定申請書の提出を受けた保健所長は、熊本県保健医療推進協議会設置要項第8条第1項に規定する地域保健医療推進協議会で承認を得られたときには、指定申請書を健康福祉部長に進達する。
- (3) 指定申請書の提出を受けた健康福祉部長は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の23第1項の規定に基づき設置される熊本県地域医療対策協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴くものとする。
- (4) 県は、前項第3号に規定する協議会での意見を踏まえ、拠点病院の指定を決定し、へき地医療拠点病院指定通知書（別紙様式2）により、遅滞なく開設者に通知する。

# へき地医療拠点病院とは

## 概要

- へき地医療支援機構の指導・調整の下に、無医地区等への巡回診療、へき地診療所等への医師派遣、又はへき地診療所の医師等の休暇時等における代替医師の派遣などを行う病院。
- 本県では、そよう病院、公立多良木病院、上天草総合病院、阿蘇医療センター、小国公立病院の5病院（※指定順）を拠点病院に指定している。

<参考>『へき地保健医療対策等実施要綱』（令和4年7月29日付医政発第0729号第13号） ※一部抜粋

## 2.へき地医療拠点病院

### (1) 目的

この事業は、へき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（代診医等の派遣を含む。）、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

### (2)、(3) (略)

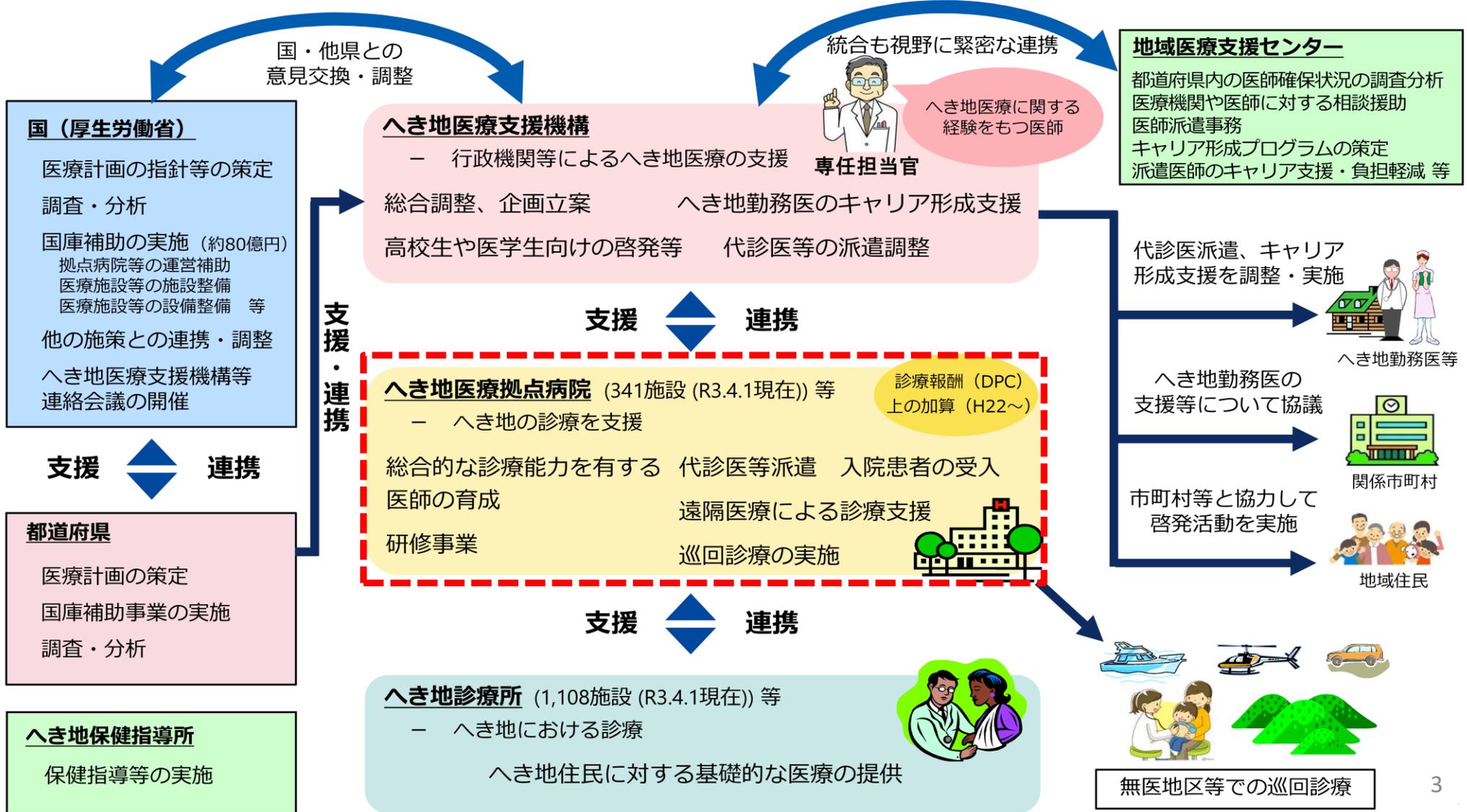
### (4) 事業の内容

へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に次に掲げる事業を行うものとする。

- ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関する事。
- イ へき地診療所等への医師派遣（代診医等の派遣を含む。）及び技術指導、援助に関する事。
- ウ 特例措置許可病院への医師の派遣に関する事。
- エ 派遣医師等の確保に関する事。
- オ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関する事。
- カ 遠隔医療等の各種診療支援に関する事。
- キ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関する事。
- ク その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関する事。

# へき地における医療の体系図

○ へき地医療支援機構を中心に、行政、へき地で勤務する医師、へき地医療に協力する施設・機関、そしてへき地の住民がそれぞれ連携・協力し、かつ他の都道府県の先進事例にも学びながら、効果的・効率的で持続可能性のあるへき地への医療提供体制の構築を行う。



# へき地医療拠点病院の指定要件

- へき地医療拠点病院の指定については、「熊本県へき地医療拠点病院指定事務処理要領」第2条で以下のとおり規定している。

(拠点病院の指定)

第2条 県は、次項に定めるへき地診療支援事業を行う病院のうち、第3項の要件を全て満たしている病院について、県内におけるへき地診療の支援の必要性を勘案して、拠点病院として指定する。

2 へき地診療支援事業は、次のとおりとする。

- (1) 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。
- (2) へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること。
- (3) 派遣医師等の確保に関すること。
- (4) へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。
- (5) 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。
- (6) 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。
- (7) その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。

3 拠点病院の指定要件は、次のとおりとする。

- (1) 指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）が、へき地医療拠点病院指定申請書（別紙様式1。以下「指定申請書」という。）を県に提出していること。
- (2) 国要綱2(3)に規定された無医地区・準無医地区を対象として、熊本県へき地医療支援機構設置要綱に基づく熊本県へき地医療支援機構の指導・調整の下に前項に掲げるへき地医療支援事業（なお、(1)、(2)又は(5)のいずれかは必須とする。）を実施した実績を有する及び同事業を当該年度に実施できると認められること。
- (3) 前項第1号の巡回診療、第2号の代診医の派遣又は継続的な医師派遣については、いずれかを月1回以上あるいは年12回以上実施すること。
- (4) 開設者が、指定を受けようとする日の属する年度の前年度6月30日までに、前項に掲げるへき地医療支援事業を実施した実績を確認できる書類等により、県との事前相談を行っていること。

# 新規指定について（①八代北部地域医療センター）

## 1 病院の概要

- ① 病院名 八代北部地域医療センター
- ② 所在地 八代郡氷川町今151番地1
- ③ 開設者 一般社団法人 八代郡医師会
- ④ 常勤医数 6名
- ⑤ 病床数 105床  
(一般病床：37床、地域包括ケア病床：22床、コロナ病床：16床、療養病床：30床)
- ⑥ 診療科 11科（内科・外科・小児科・呼吸器科・整形外科等）

## 2 指定の理由

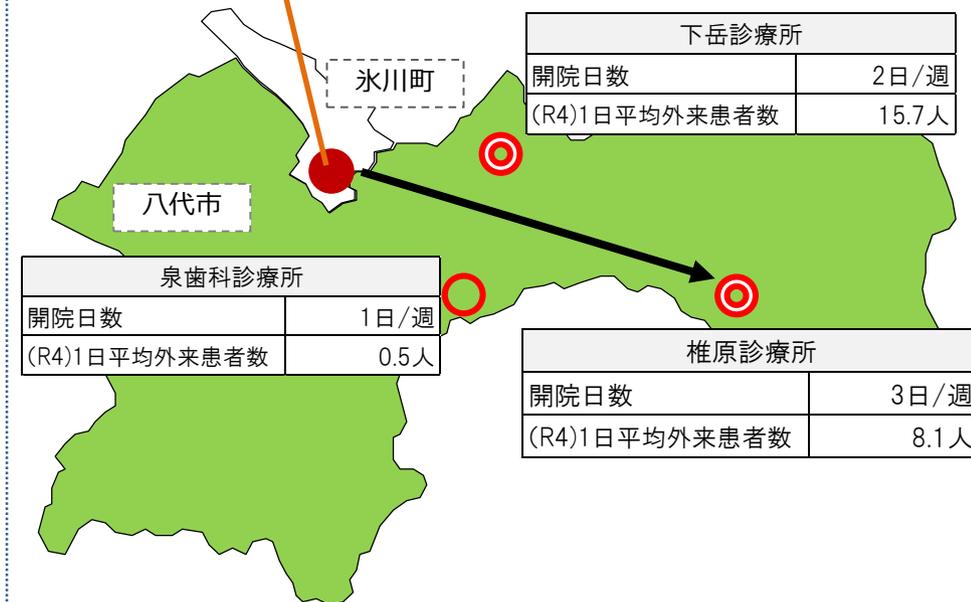
- 次頁【指定要件の適否状況一覧】のとおり、「熊本県へき地医療拠点病院指定事務処理要領」第2条第3項に定める指定要件を全て満たしている。
- また、令和5年(2023年)11月30日に開催された八代地域保健医療推進協議会で反対意見等なく、承認されている。
- 令和6年度にも、引き続き椎原診療所へ週1回の継続的な医師派遣を実施予定であるほか、必要に応じ下岳診療所への代診医の派遣等も可能であり、八代圏域におけるへき地医療提供体制がより安定的に運営可能となることが期待される。

## 3 今後のスケジュール

- 令和6年(2024年)3月4日(本日)第11回地域医療対策協議会にて意見聴取
- 令和6年(2024年)3月中旬 厚生労働省へ新規指定について事前報告
- 令和6年(2024年)4月1日 へき地医療拠点病院として指定（予定）

## (八代圏域地図)

### 八代北部地域医療センター



下岳診療所	
開院日数	2日/週
(R4)1日平均外来患者数	15.7人

泉歯科診療所	
開院日数	1日/週
(R4)1日平均外来患者数	0.5人

椎原診療所	
開院日数	3日/週
(R4)1日平均外来患者数	8.1人

着色している市町村は、へき地診療所・へき地歯科診療所又は無医地区・無歯科医地区を有するもの

【指定要件の適否状況一覧(八代北部地域医療センター)】

指定要件の内容 (「熊本県へき地医療拠点病院指定事務処理要領」第2条第3項に規定)		適否	備考																								
(1)	へき地医療拠点病院指定申請書の県への提出	○	・令和5年(2023年)11月1日に県(八代保健所)へ指定申請書を提出済み。																								
(2)	<p>へき地医療支援事業(下記①～⑦)を実施した実績を有する及び同事業を当該年度に実施できると認められること。            ※①、②又は⑤のいずれかは必須。</p> <p>① 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。            ② へき地診療所等への代診医等の派遣(継続的な医師派遣を含む)及び技術指導、援助に関すること。            ③ 派遣医師等の確保に関すること。            ④ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。            ⑤ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。            ⑥ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。            ⑦ その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。</p>	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和5年度実績(見込み)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師派遣(②)</td> <td>椎原診療所へ週1回外科医を派遣(計48回)</td> </tr> <tr> <td>代診医派遣(②)</td> <td>必要時、要請に応じて下岳診療所へ代診医の派遣</td> </tr> <tr> <td>へき地医療従事者を対象とした研修(④)</td> <td>医師、看護師等を対象に、へき地診療所や行政関係者も交え、中山間地・へき地での医療介護の実践のための知識を提供する研修を実施</td> </tr> <tr> <td>その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力(⑦)</td> <td>坂本地区、横田診療所、泉地区医療介護連絡協議会への参画</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和6年度計画</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師派遣(②)</td> <td>椎原診療所へ週1回外科医を派遣(計48回)</td> </tr> <tr> <td>代診医派遣(②)</td> <td>必要時、要請に応じて下岳診療所へ代診医の派遣</td> </tr> <tr> <td>へき地医療従事者を対象とした研修(④)</td> <td>医師、看護師等を対象に、へき地診療所や行政関係者も交え、中山間地・へき地での医療介護の実践のための知識を提供する研修を実施</td> </tr> <tr> <td>その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力(⑦)</td> <td>坂本地区、横田診療所、泉地区医療介護連絡協議会への参画</td> </tr> </tbody> </table>	令和5年度実績(見込み)		項目	実施内容	医師派遣(②)	椎原診療所へ週1回外科医を派遣(計48回)	代診医派遣(②)	必要時、要請に応じて下岳診療所へ代診医の派遣	へき地医療従事者を対象とした研修(④)	医師、看護師等を対象に、へき地診療所や行政関係者も交え、中山間地・へき地での医療介護の実践のための知識を提供する研修を実施	その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力(⑦)	坂本地区、横田診療所、泉地区医療介護連絡協議会への参画	令和6年度計画		項目	実施内容	医師派遣(②)	椎原診療所へ週1回外科医を派遣(計48回)	代診医派遣(②)	必要時、要請に応じて下岳診療所へ代診医の派遣	へき地医療従事者を対象とした研修(④)	医師、看護師等を対象に、へき地診療所や行政関係者も交え、中山間地・へき地での医療介護の実践のための知識を提供する研修を実施	その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力(⑦)	坂本地区、横田診療所、泉地区医療介護連絡協議会への参画
令和5年度実績(見込み)																											
項目	実施内容																										
医師派遣(②)	椎原診療所へ週1回外科医を派遣(計48回)																										
代診医派遣(②)	必要時、要請に応じて下岳診療所へ代診医の派遣																										
へき地医療従事者を対象とした研修(④)	医師、看護師等を対象に、へき地診療所や行政関係者も交え、中山間地・へき地での医療介護の実践のための知識を提供する研修を実施																										
その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力(⑦)	坂本地区、横田診療所、泉地区医療介護連絡協議会への参画																										
令和6年度計画																											
項目	実施内容																										
医師派遣(②)	椎原診療所へ週1回外科医を派遣(計48回)																										
代診医派遣(②)	必要時、要請に応じて下岳診療所へ代診医の派遣																										
へき地医療従事者を対象とした研修(④)	医師、看護師等を対象に、へき地診療所や行政関係者も交え、中山間地・へき地での医療介護の実践のための知識を提供する研修を実施																										
その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力(⑦)	坂本地区、横田診療所、泉地区医療介護連絡協議会への参画																										
(3)	へき地医療支援事業のうち、①又は②については、いずれかを月1回以上あるいは年12回以上実施すること。	○																									
(4)	指定を受けようとする日の属する年度の前年度6月30日までに、へき地医療支援事業を実施した実績を確認できる書類等により、県との事前相談を行っていること。	○	<p>・令和5年(2023年)6月13日に県へ事前相談あり。            ・令和4年度の実績として、へき地医療支援事業(椎原診療所への医師派遣(週1回)等)を実施していることを確認。</p>																								

# 新規指定について（②人吉医療センター）

## 1 病院の概要

- ① 病院名 独立行政法人地域医療機能推進機構人吉医療センター
- ② 所在地 人吉市老神町35番地
- ③ 開設者 独立行政法人地域医療機能推進機構
- ④ 常勤医数 58名
- ⑤ 病床数 252床
- ⑥ 診療科 28科（内科・外科・小児科・呼吸器内科・整形外科等）

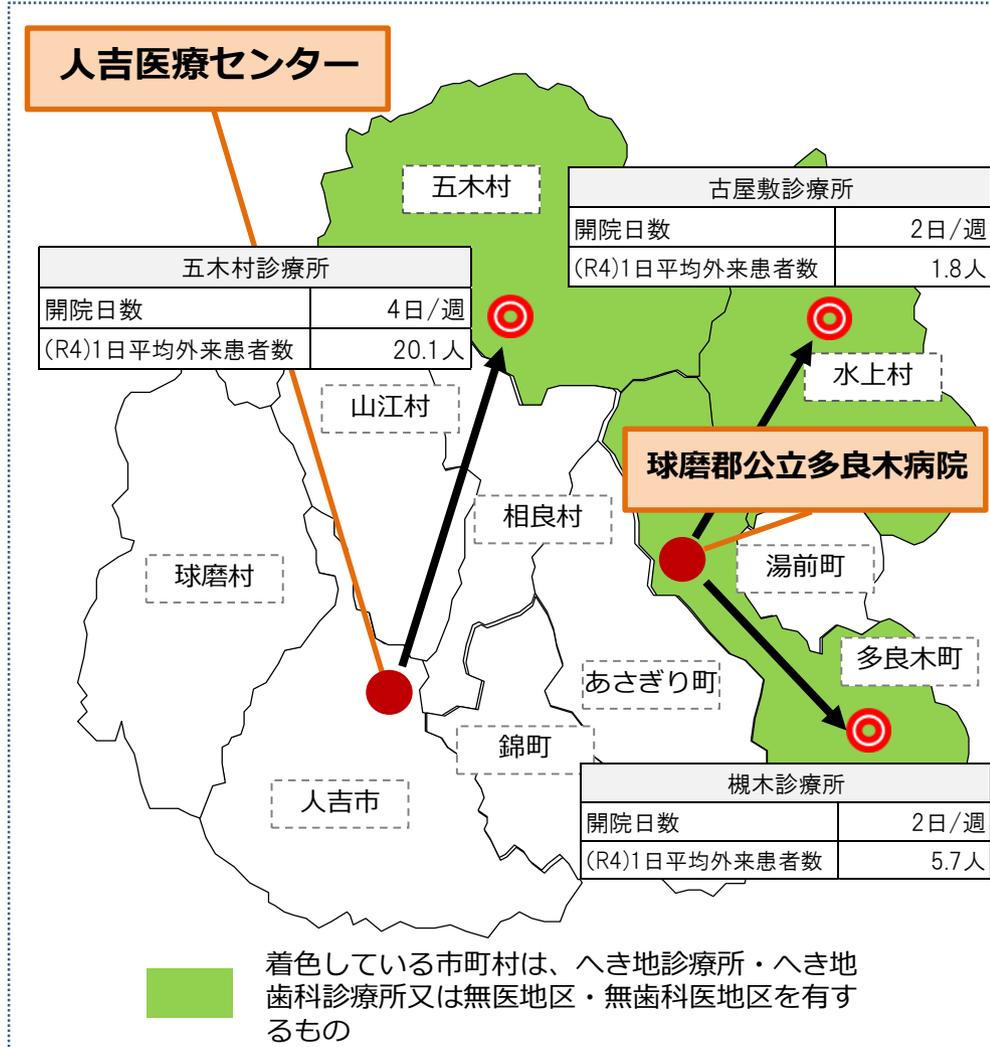
## 2 指定の理由

- 次頁【指定要件の適否状況一覧】のとおり、「熊本県へき地医療拠点病院指定事務処理要領」第2条第3項に定める指定要件を全て満たしている。
- また、令和5年(2023年)11月に開催された球磨地域保健医療推進協議会で反対意見等なく、承認されている。
- 令和6年度にも、引き続き五木村診療所への週4回の継続的な医師派遣を継続予定であり、球磨圏域におけるへき地医療提供体制がより安定的に運営可能となることが期待される。

## 3 今後のスケジュール

- 令和6年(2024年)3月4日(本日) 第11回地域医療対策協議会にて意見聴取
- 令和6年(2024年)3月中旬 厚生労働省へ新規指定について事前報告
- 令和6年(2024年)4月1日 へき地医療拠点病院として指定（予定）

## （球磨圏域地図）



【指定要件の適否状況一覧(人吉医療センター)】

指定要件の内容 (「熊本県へき地医療拠点病院指定事務処理要領」第2条第3項に規定)		適否	備考																
(1)	へき地医療拠点病院指定申請書の県への提出	○	・令和5年(2023年)10月27日に県(人吉保健所)へ指定申請書を提出済み。																
(2)	<p>へき地医療支援事業(下記①～⑦)を実施した実績を有する及び同事業を当該年度に実施できると認められること。            ※①、②又は⑤のいずれかは必須。</p> <p>① <u>巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。</u>            ② <u>へき地診療所等への代診医等の派遣(継続的な医師派遣を含む)及び技術指導、援助に関すること。</u>            ③ 派遣医師等の確保に関すること。            ④ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。            ⑤ <u>遠隔医療等の各種診療支援に関すること。</u>            ⑥ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。            ⑦ その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。</p>	○	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和5年度実績(見込み)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師派遣(②)</td> <td>五木村診療所へ週4回医師(総合診療科、血液内科、外科等)を派遣(計190回)</td> </tr> <tr> <td>その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力(⑦)</td> <td>医師の他、五木村診療所への看護師等の派遣</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和6年度計画</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師派遣(②)</td> <td>五木村診療所へ週4回医師(総合診療科、血液内科、外科等)を派遣(計190回)</td> </tr> <tr> <td>その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力(⑦)</td> <td>医師の他、五木村診療所への看護師等の派遣</td> </tr> </tbody> </table>	令和5年度実績(見込み)		項目	実施内容	医師派遣(②)	五木村診療所へ週4回医師(総合診療科、血液内科、外科等)を派遣(計190回)	その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力(⑦)	医師の他、五木村診療所への看護師等の派遣	令和6年度計画		項目	実施内容	医師派遣(②)	五木村診療所へ週4回医師(総合診療科、血液内科、外科等)を派遣(計190回)	その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力(⑦)	医師の他、五木村診療所への看護師等の派遣
令和5年度実績(見込み)																			
項目	実施内容																		
医師派遣(②)	五木村診療所へ週4回医師(総合診療科、血液内科、外科等)を派遣(計190回)																		
その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力(⑦)	医師の他、五木村診療所への看護師等の派遣																		
令和6年度計画																			
項目	実施内容																		
医師派遣(②)	五木村診療所へ週4回医師(総合診療科、血液内科、外科等)を派遣(計190回)																		
その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力(⑦)	医師の他、五木村診療所への看護師等の派遣																		
(3)	へき地医療支援事業のうち、①又は②については、いずれかを月1回以上あるいは年12回以上実施すること。	○																	
(4)	指定を受けようとする日の属する年度の前年度6月30日までに、へき地医療支援事業を実施した実績を確認できる書類等により、県との事前相談を行っていること。	○	<p>・令和5年(2023年)6月30日に県へ事前相談あり。            ・令和4年度の実績として、へき地医療支援事業(五木村診療所への医師派遣(週3回)等)を実施していることを確認。</p>																

# 新規指定について（③天草中央総合病院）

## 1 病院の概要

- ① 病院名 独立行政法人地域医療機能推進機構天草中央総合病院
- ② 所在地 天草市東町101番地
- ③ 開設者 独立行政法人地域医療機能推進機構
- ④ 常勤医数 18名
- ⑤ 病床数 155床
- ⑥ 診療科 13科（内科・外科・小児科・産婦人科・整形外科等）

## 2 指定の理由

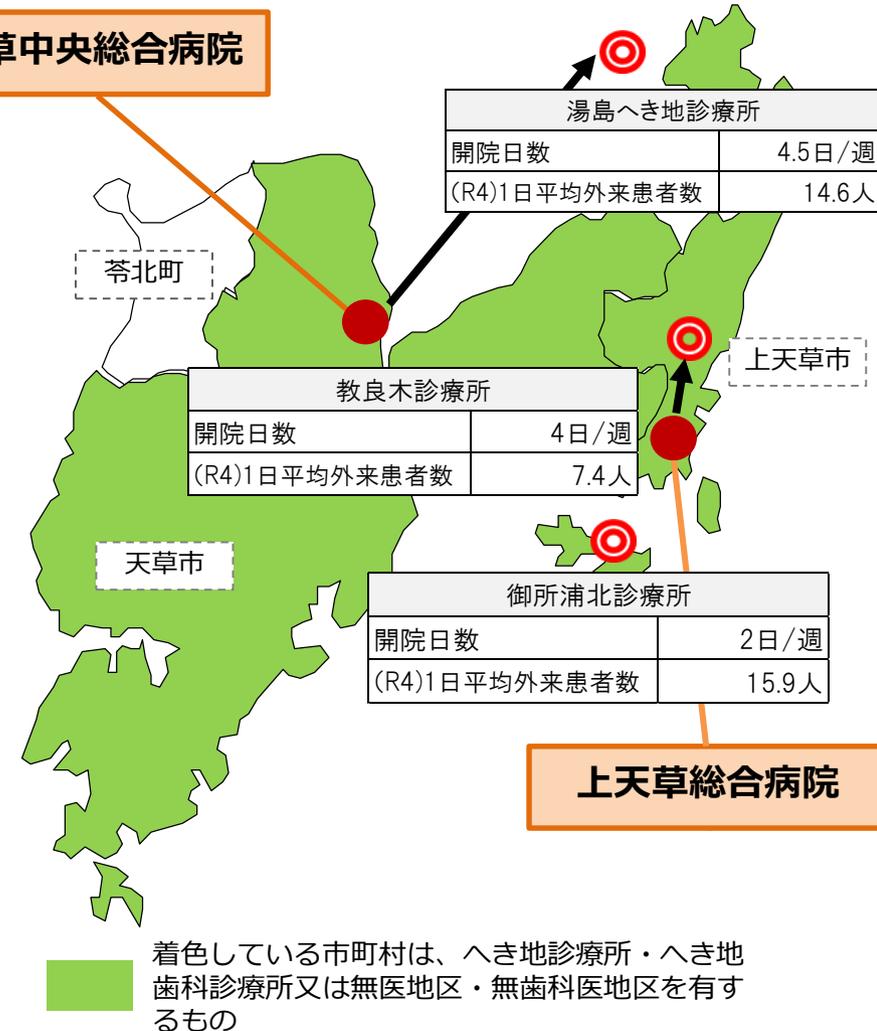
- 次頁【指定要件の適否状況一覧】のとおり、「熊本県へき地医療拠点病院指定事務処理要領」第2条第3項に定める指定要件を全て満たしている。
- また、令和5年(2023年)11月29日に開催された天草地域保健医療推進協議会で反対意見等なく、承認されている。
- 令和6年度にも、引き続き湯島診療所へ月1回の継続的な医師派遣を継続予定であり、天草圏域におけるへき地医療提供体制がより安定的に運営可能となることが期待される。

## 3 今後のスケジュール

- 令和6年(2024年)3月4日(本日) 第11回地域医療対策協議会にて意見聴取
- 令和6年(2024年)3月中旬 厚生労働省へ新規指定について事前報告
- 令和6年(2024年)4月1日 へき地医療拠点病院として指定（予定）

## (天草圏域地図)

### 天草中央総合病院



【指定要件の適否状況一覧(天草中央総合病院)】

指定要件の内容 (「熊本県へき地医療拠点病院指定事務処理要領」第2条第3項に規定)		適否	備考												
(1)	へき地医療拠点病院指定申請書の県への提出	○	・令和5年(2023年)11月1日に県(天草保健所)へ指定申請書を提出済み。												
(2)	<p>へき地医療支援事業(下記①～⑦)を実施した実績を有する及び同事業を当該年度に実施できると認められること。            ※①、②又は⑤のいずれかは必須。</p> <p>① <u>巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。</u>            ② <u>へき地診療所等への代診医等の派遣(継続的な医師派遣を含む)及び技術指導、援助に関すること。</u>            ③ 派遣医師等の確保に関すること。            ④ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。            ⑤ <u>遠隔医療等の各種診療支援に関すること。</u>            ⑥ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。            ⑦ その他県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。</p>	○	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和5年度実績 (見込み)</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師派遣(②)</td> <td>湯島へき地診療所へ月1回整形外科医を派遣(計12回)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和6年度計画</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>実施内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師派遣(②)</td> <td>湯島へき地診療所へ月1回整形外科医を派遣(計12回)</td> </tr> </tbody> </table>	令和5年度実績 (見込み)		項目	実施内容	医師派遣(②)	湯島へき地診療所へ月1回整形外科医を派遣(計12回)	令和6年度計画		項目	実施内容	医師派遣(②)	湯島へき地診療所へ月1回整形外科医を派遣(計12回)
令和5年度実績 (見込み)															
項目	実施内容														
医師派遣(②)	湯島へき地診療所へ月1回整形外科医を派遣(計12回)														
令和6年度計画															
項目	実施内容														
医師派遣(②)	湯島へき地診療所へ月1回整形外科医を派遣(計12回)														
(3)	へき地医療支援事業のうち、①又は②については、いずれかを月1回以上あるいは年12回以上実施すること。	○													
(4)	指定を受けようとする日の属する年度の前年度6月30日までに、へき地医療支援事業を実施した実績を確認できる書類等により、県との事前相談を行っていること。	○	<p>・令和5年(2023年)6月30日に県へ事前相談あり。            ・令和4年度の実績として、へき地医療支援事業(湯島へき地診療所への医師派遣(月1回)等)を実施していることを確認。</p>												